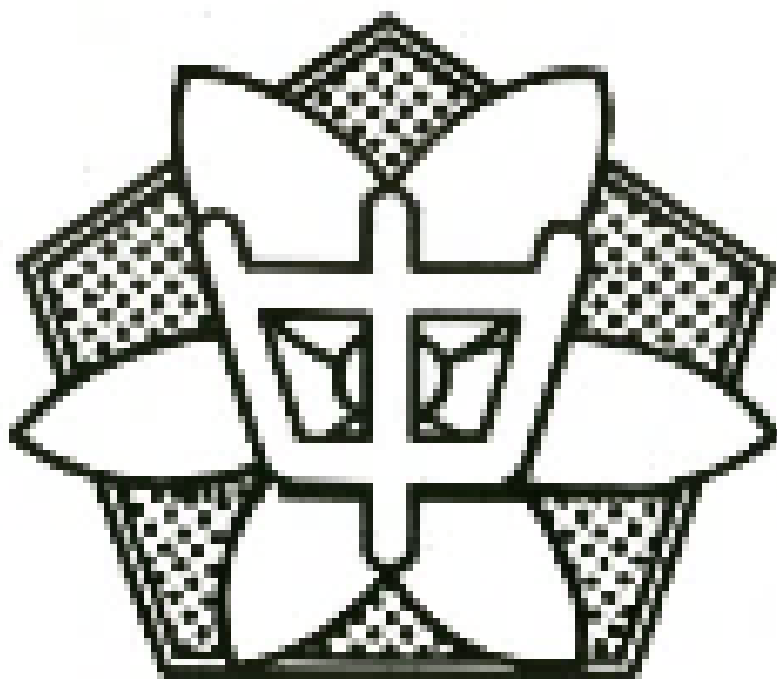


生活のしおり



松戸市立金ヶ作中学校

目次

校章について	3
校歌	3
教育目標と校訓	4
めざす生徒像	4
生徒会規約	5
専門委員会とその任務	7
生徒会選挙規定	8

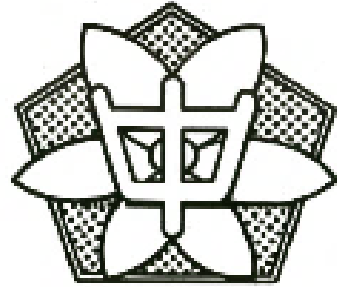
金ヶ作中学校 校章について

1730年（享保15年）頃、小金牧内開発によって誕生した「金ヶ作村」をイメージ化し、この原野の早春に咲きほころび、人々の心に希望を与えてきた、清純な「こぶし」の花を中央にデザインした。

「冊〜作」を正五角形にかたどったのは、「金」のイメージとして、さらには本校を、「知」を練り、「徳」を磨き、「体」を鍛え、「情」を育て、「意」を高める“学び舎”と定めたことを表わした。

そして、生徒も教師も共に学び、共に高め合い、共に成長することを願ってこの校章を制定した。

バッチの色は 白：清潔な心（潔白心）
赤：情熱（若さ）
金茶：未来（栄光・希望） を表わします。



松戸市立金ヶ作中学校 校歌

松戸市立金ヶ作中学校校歌

「この道よ」

篠崎 淳之介 作詞
黒沢 吉徳 作曲

一 あすからの風に 空青く

さわやかに語る 竹林

想い出ずる 人のかしこさ

この道に 望み 高く

二 おもいで風の風に 雲白く

やわらかに白う 花こぶし

語りつづく 人のやさしさ

この道よ 望み はるか

正しく たくましく

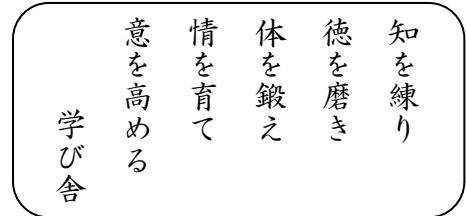
励む われら

われら 金ヶ作の学び舎

教育目標と校訓

教育目標

新しい時代を担う、知・徳・体・情・意を備えた人間性豊かな生徒



校訓

あいさつ 思いやり たくましさ

目指す生徒像

- ①自ら考え、判断し行動する生徒
- ②思いやりとたくましさを兼ね備えた生徒
- ③心身ともに鍛え、主体的に取り組む生徒

生徒会規約

第1章 総則

第1条 この会は松戸市立金ヶ作中学校生徒会と称する。

第2条 この会は松戸市立金ヶ作中学校生徒全員を会員とし、学校職員は顧問となる。

第3条 この会は学校の教育方針にもとづき、会員の自主的生活態度を養い、民主主義社会の運営の仕方を学び、会員相互の向上に努め、明るい学校生活を送ることを目的とする。

第4条 この会の会員は、みな平等の権利と義務をもつ。

第2章 組織

第5条 この会には次の機関をおく。

- 1 生徒総会
- 2 中央委員会
- 3 学年代表会
- 4 学級会
- 5 生徒会本部役員
- 6 専門委員会
- 7 選挙管理委員会
- 8 部長会
- 9 実行委員会

第3章 生徒総会

第6条 生徒総会は生徒会の最高議決機関であり、予算、決算の承認、規約の改正、その他を行う。

第7条 生徒総会は次の1～3の時に開き、定例は毎年1学期に行う。

- 1 会長が認めた時
- 2 中央委員会が必要と認めた時
- 3 全校の3分の1以上の要求があった時

第4章 中央委員会

第8条 中央委員会は、学級男女各1名の学級委員・生徒会本部役員・各専門委員長・各部長で構成する。

第9条 中央委員会は、総会につぐ議決機関であり、全校的問題を審議する。

第5章 生徒会本部役員

第10条 生徒会本部役員は、会長・総務の計6名で構成し、生徒会の運営の中心となり、いろいろな行事を計画したり、実行したりする。また、各委員会の指導・助言にあたる。

第11条 生徒会本部役員は、全校生徒の選挙により選出され、生徒会を代表する。

第6章 学年代表会

第12条 学年代表会は、学年内の学級委員男女各1名で構成し、学年における諸活動、行事その他を企画・運営していく。

第7章 学級会

第13条 学級生徒会は、生徒会活動の基盤であり、あらゆる委員会への提案や決議の実行をする。

第14条 学級生徒会の組織運営は全校の生徒会に準じ、学級の特性に応じた組織運営を認める。

第8章 専門委員会

第15条 専門委員会は各学級より選出された委員で構成され、それぞれの長は委員会内で選出する。

第16条 専門委員会は、総会、中央委員会の決議をうけて、校内の諸問題の解決および行事の計画・実行にあたる。

第17条 専門委員会の数・仕事は別に定める。

第9章 選挙管理委員会

第18条 選挙管理委員会は別に定める規定により、会長、執行委員の選挙を行う。

第10章 部長会

第19条 部長会は各部の部長で構成され、部活動が円滑に行なわれるように協議する。

第11章 実行委員会

第20条 特別に必要がある場合、中央委員会の決議により実行委員会を設置することができる。

第12章 議決

第21条 すべての議決機関は構成員の3分の2以上の出席で成立する。出席者の過半数の賛成で議決するが、指定のある場合3分の2以上で議決する。

第13章 会計

第22条 この会の経費は、会費、公費、その他である。

第23条 この会の会費は、年間1,200円とする。

第24条 この会の会計は、毎年4月に始まり、翌年の3月31日に終わる。

付則

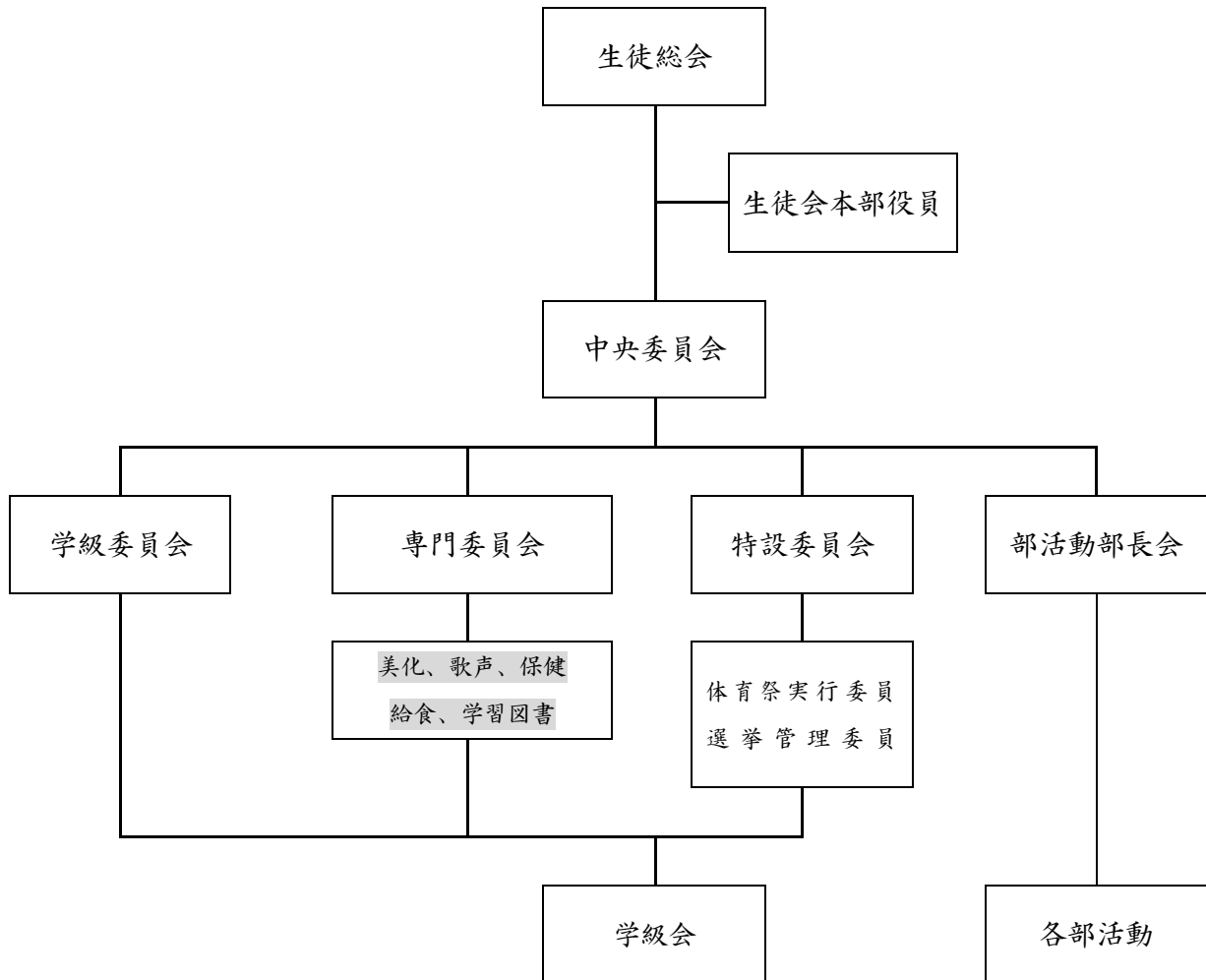
第1条 この規約は総会の決議により改正することができる。

第2条 規約実施上の細部は中央委員会で決定できる。

第3条 この会の各役員任期は、会長および執行委員は1年、その他は半年とする。
(4月～9月・10月～3月)

第4条 全校生徒は、生徒会本部役員、学年代表会、専門委員会等に所属し、それぞれの活動に励む。

生徒会組織図



専門委員会とその任務

1 美化委員会

学習や生活の場でもある学校の環境美化に常にみんなが気を配るように活動する。

2 学習図書委員会

学習のまとめや、定期テスト前の予想問題作りをすることにより、学習内容の定着を図る。また、学校図書館の円滑な利用をはかり、読書する環境をつくるために活動する。

3 保健委員会

健康管理の観点から学校環境の整美につとめる。又、健康診断の補助、その他の活動をする。

4 歌声委員会

朝や帰りの会の歌声を充実させると共に、合唱コンクールや各行事において、企画・運営の中心となって活動する。

5 給食委員会

給食の実施、あとしまつなどがスムーズに進むように活動する。

生徒会選挙規定

第1章 総則

第1条 この規定は、会長および執行委員の選挙に適用する。

第2条 前条に規定する選挙は9月に行なう。

第2章 選挙管理委員会

第3条 選挙を管理するため選挙管理委員会（以下選管とよぶ）を設ける。

第4条 選管は各学級から1名ずつ選ばれた委員で構成され、その任期は9月1日から9月30日までとする。

第5条 選管は正・副委員長各1名をおく。

第6条 選は下記のことを行なう。

- 1 選挙に関する細かい規定の作成。
- 2 立候補受付
- 3 届出方法・日程などの公示
- 4 投票日の10日前までに立候補者名簿を各学級に配布する。
- 5 当選者の決定
- 6 その他選挙管理に必要な事項

第7条 選挙日は20日以前に公示する。

第3章 選挙

第8条 選挙に立候補する会員は、本人が立候補届を受付期間に選管にとどけなければならない。

第9条 投票は定数内連記。会長は単記、実施方法は選管の規定による。

第10条 当選は会員の得票を得た者のうち定数内とする。会長候補のうち1人も2分の1以上の得票を得られない場合は上位二者で決選投票を行なう。信任選挙の場合は会員の有効投票数の2分の1以上の得票を得た者を当選とする。

第11条 欠員が生じた場合、規定の得票以上の点者がくり上がる。それもない場合、補充選挙を行う。その任期は前任者の残任期間とする。

補充選挙の日程は選管で別に定める。ただし、立候補メ切日から選挙日までは7日間とする)

第12条 第9条に反している場合は無効とする。

第4章 選挙運動

第13条 ポスターは選管で配布するが、掲示板以外にはってはならない。

第14条 選管は立合演説会を開かなければならない。

第15条 立合演説会以外に選の許可を得て、運動や演説を行える。

第16条 学校外で運動してはいけない。

第17条 その他こまかい点は選管で決める。

付則

第1条 この規定は中央委員会の議決で改正することができる。

第2条 この規定は1981年10月1日より施行する。

1986年6月一部改正

1988年10月一部改正

1989年6月一部改正

2006年5月一部改正

2006年9月一部改正